様式第１号（第６条関係）

要介護認定関係情報提供請求書

年　　月　　日

　新見市長　　様

　新見市介護保険介護サービス計画作成に係る情報提供に関する要綱に基づき、次のとおり請求します。

　なお、提供された資料については下記記載の遵守事項を守り、適正に管理することを誓約します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申  請  者 | 事 業 者 名 | | 印 | | 事業者区分 | 第５条第１項第　　号に該当 |
| 事 業 者 番 号 | |  | |
| 取 扱 者 氏 名 | |  | |
| 住 所(所 在 地) | | 電話番号 | | | |
| 被保険者 | 氏 | 名 |  | 被保険者番号 | |  |
| 性 | 別 |  | 生 年 月 日 | |  |
| 住 | 所 | 電話番号 | | | |
| 情報提供申請資料 | | | □認定調査結果　　　　□主治医意見書 | | | |
| 情 報 提 供 の 方 法 | | | □閲覧　　　　　　　　□写しの交付 | | | |

＜遵守事項＞

(1)介護保険介護サービス計画作成に係る情報提供に関する要綱に基づき、提供を受けた次の情報は、介護サービス計画の作成以外の目的に利用しません。

(2)提供を受けた情報は、個人のプライバシーに関する情報であることを十分認識し、その管理には細心の注意を払います。

(3)指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議の場で居宅サービス事業者に情報を提示した場合は、会議終了後回収します。

(4)提供を受けた情報は、当事業所で管理し、他の事業者に写しを交付しません。

(5)被保険者との契約関係が終了した場合、その他交付を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を本人に提出するか又は責任をもって廃棄します。

(6)本市から交付された写しの提示又は提出若しくは返還を本市から求められたときは、直ちにこれに応じます。

注）介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等の事業者が請求する場合は、必要書類を添付した上で受け付ける。

※太枠内は記入しないでください。